

Tax and Management

T&M通信

～税務と経営～

2018年5月号

今月の経営チェックポイント✓

- 市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。
- 平成30年度の住民税の給与からの特別徴収は、6月分からの徴収になります。
- 今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日です。
- 5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

納税期限スケジュール

- 確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限
5月31日(木)
- 自動車税・軽自動車税の納付期限
5月31日(木)



着眼点 「働き方改革の先にあるもの」

税理士 田中 彰

今月1日の日本経済新聞に「東京・渋谷に本拠を置く『キャスター』という秘書から経理まで、会社の基本機能を丸ごと請け負うスタートアップ企業が成長を続ける」という記事が載っていました。「受託した事務をこなす約100人の社員の95%は自宅で働く。週に1日も出社する必要がない。仕事はチーム単位だがやり取りはネット上で完結する。働きやすさが評判を呼び、毎月1千人以上の応募者のなかで採用するのはわずか10人。この人手不足時代に買い手優位の採用が続く」というものです。

1979年にアメリカの社会学者エズラ・ヴォーゲルの著書「ジャパン・アズ・ナンバーワン：アメリカへの教訓」が出版されました。高度成長を支える日本型経営が大いに評価され、終身雇用・年功序列型賃金・企業内協調といった会社の特徴が、個人の勤勉さと共にアメリカの手本にされました。あれから40年近く経ちアメリカ型の経営を追従する日本の会社を見ていると隔世の感があります。

先述した新聞記事の副題は「会社を崩せば新境地」です。日本型経営の象徴であった会社は現在では崩れざるを得ない状況にあります。日本人の働きすぎが世界的にも批判を受ける中（現在では週40時間労働が定着しました）、若者を中心とした人口の減少やその対策としての働き方改革など時流に沿った「会社」に変貌しなければ生き残れないと思います。昔のように特に仕事は無いけど誰かの帰社を待ったり、1時間以上もかけて自宅と会社を往復したりというのは確かに非効率なことです。

但し、効果的な働き方改革の先にあるものは何なのかをよく考える必要があると思います。効率化を推し進めると人間の幸福にどれだけ貢献するのかといった発想が大切ではないかと思います。家族の絆をより深く築けるならそれも良いことです。「会社」の人間関係に悩む人たちが増加しているので、彼らにとっては会社に行かない方が落ち着いて仕事ができるかもしれません。しかし、働き方改革が人間関係を疎外することになれば駄目だと思います。人と人が面と向かってコミュニケーションすることによって仕事の理解が深まると思います。人間関係は煩わしくもありますが、すばらしいものであると私は思います。

●クレジットカードで国税の納付ができます

近頃は Amazon などの通販や EC サイトで買い物をすることが多くなり、クレジットカードの利用頻度が増えました。買いすぎには注意・・・ですね。

国税がクレジットカード払いできることは、各種リーフレットに記載されており、ご存じの方もいると思いますが、私の知る限りにはご利用されている方は無いようです。

ですので、T&M 通信でもお知らせいたします。

「[国税クレジットお支払いサイト](#)」（運営先：トヨタファイナンス）で法人税・消費税はじめ本税・付帯税の支払いができます。パソコン以外にスマホでも利用できます。休日夜間を問わず 24 時間利用可能です。一括払い・分割払い・リボ払いが選べます。（カード会社によっては利用できない場合もあります）

ただし、税金の他に決済手数料（1 万円ごと 76 円・税別）が発生します。領収証は発行されません。詳しくは国税庁 HP の「[クレジットカード納付の手続き](#)」「[クレジットカード納付の Q&A](#)」をご覧ください。

（文責：中澤 里美）

●雇用保険手続きにマイナンバーが必要になります

平成 30 年 5 月以降雇用保険の手続きの際にマイナンバー記載が必要となります。マイナンバーの記載がない届出書は返戻されるそうですので、お気を付けください。マイナンバーの記載が必要な届書は下記のとおりです。

- ①資格取得届
- ②資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請
- ④育児休業給付支給申請
- ⑤介護休業給付支給申請

※③④の届出書につきましては、初回申請時にマイナンバーを記載してください。

突然の退職後被保険者と連絡が取れないなど、マイナンバーの記載が不可能な場合はその旨を記入すれば返戻はされませんが、原則としてマイナンバーの記載がなければ返戻の対象となります。事情があって記入が不可能な場合は、ハローワークにご相談ください。

（文責：田中 ひとみ）